

登録申請には、マイナンバー制度に伴う本人確認が必要です

本人確認とは？

「身元の確認」…申請者がマイナンバー（個人番号）の正しい持ち主であることの確認

「番号の確認」…正しい番号であることの確認

★具体的な本人確認書類

[注1]身元確認書類

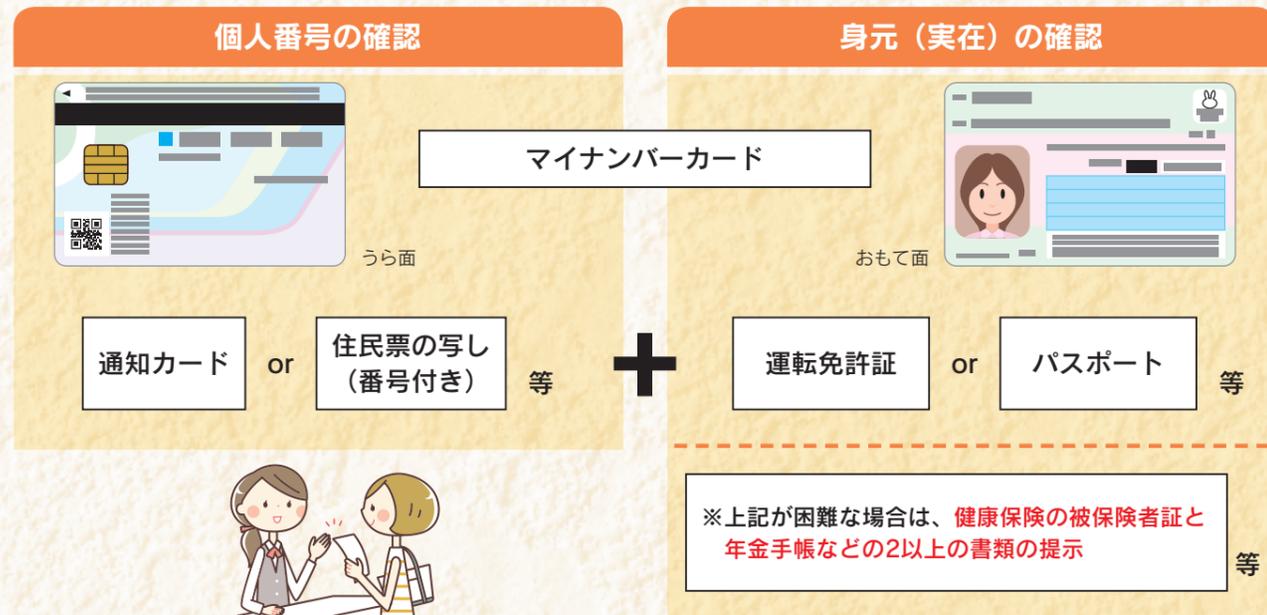
1種類 お持ちください	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関発行の顔写真付き身分証明書 マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書身体障害者手帳等
2種類 お持ちください	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真なし身分証明書 各種健康保険被保険証（健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、国民健康保険被保険者証）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

[注2]個人番号確認書類

1種類 お持ちください	マイナンバー（個人番号）カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民記載事項証明書
----------------	--

※各種申請書・委任状は、子育て支援課にて窓口配付、または町ホームページからダウンロードできます。

◆本人が申請する場合



◆代理人が申請する場合

上記「本人が申請する場合」のほか、代理人の身元の確認書類[注1]および委任状が必要です。

申請・お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

自己負担金を無償化します！

子ども医療費助成制度・高校生等医療費助成制度

0歳から高校3年生までの医療費総額（保険診療分）の自己負担額（3割）を、4月診療分から町が負担します。子ども医療費助成制度の対象で自己負担金200円の世帯には、3月末に新受給券を送付しています。4月以降に旧受給券を使用された方は、自己負担金を返金しますので助成金交付申請をしてください。なお、自己負担金0円の世帯は、引き続き現受給券を利用できます。

本制度はすべての町民の皆さまの貴重な財源で支えられています。日頃よりお子さんの健康管理に留意して、ご利用いただきますようお願いします。

	子ども医療費助成	高校生等医療費助成
対象年齢	0歳～中学3年生	15歳～18歳までの高校生等（学生のみ）
対象医療費	入院・通院・調剤費	入院・通院・調剤費
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> 現物給付 ※受給券交付あり 償還給付 ※県外受診、受給券未使用等 	<ul style="list-style-type: none"> 償還給付 ※受給券交付なし
登録申請	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険証（出生の場合は加入予定の保険証で可） 認印（シャチハタ・ゴム印不可） 保護者（申請者）名義の預金通帳 保護者（申請者）の身元確認書類[注1] 保護者（申請者および配偶者）の個人番号確認書類[注2] 子どもの個人番号確認書類[注2] 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等の健康保険証 学生証の写しまたは在籍証明書等 認印（シャチハタ・ゴム印不可） 保護者（申請者）名義の預金通帳 保護者（申請者）の身元確認書類[注1] 保護者（申請者および配偶者）の個人番号確認書類[注2] 高校生等の個人番号確認書類[注2]
助成金交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 領収書 認印（シャチハタ・ゴム印不可） 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書 認印（シャチハタ・ゴム印不可） 学生証（毎年度1回目申請時のみ）

医療費助成の流れ

